

平成26年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第19号	平成26年度宝塚市病院事業会計予算	可決 (全員一致)	3月5日
議案第21号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第22号	宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第23号	宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第24号	宝塚市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第25号	宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第31号	工事請負契約（（仮称）花屋敷グラウンド整備工事）の締結について	可決 (賛成多数)	
議案第34号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	可決 (全員一致)	
議案第54号	宝塚市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
請願第33号	「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願	採択 (全員一致)	

審査の状況

① 平成26年 2月28日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
- ・欠席委員 村上 正明

② 平成26年 3月 5日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
- ・欠席委員 村上 正明

③ 平成26年 3月24日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
- ・欠席委員 村上 正明

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第19号 平成26年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

平成26年度当初予算の収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益122億7,107万4,000円、病院事業費用107億1,846万9,000円で収支差引15億5,260万5,000円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入6億5,016万9,000円、資本的支出16億7,702万2,000円、収支差引10億2,685万3,000円が不足するため、当年度損益勘定留保資金8億9,648万2,000円及び一時借入金1億3,037万1,000円で措置する。

主な建設改良費としては、施設改修事業に2億1,820万円、医療機器に3億9,500万円を計上している。施設改修事業では、マイクロコージェネガスタービン設置工事他、放射線治療装置の導入、MR装置の増設のための設計を予定している。医療機器では、医療情報システムの更新、むこねっとを活用した地域連携システムの構築を予定している。

また、運転資金に充てるため、水道事業会計から長期借入金6億円を借り入れる。

なお、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令の適用により、平成26年度予算から地方公営企業会計基準の見直しが行われている。その内容は、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れる一方、負担区分原則に基づく一般会計や国庫補助金等の状況を明らかにするなど、地方公営企業の特性を適切に勘案したものになっている。

論点 1 経営について

<質疑の概要>

問1 収益的収支差は約15億円の黒字の見込みだが、新公営企業会計基準を適用するためか。旧会計基準に照らすとどうなるのか。

答1 旧公営企業会計基準で試算した場合、収益的収支差は約1億円の赤字となる。

問2 水道事業会計から6億円を借り入れるとのことだが、返済はどうなるのか。債務は減らす方向でしっかり取り組んでほしい。

答2 これまでに、一般会計からは平成19年に4億9千万円、平成20年に1億円借り入れており、4億9千万円については平成23年度から3年間分割で平成25年度には返済を終え、1億円については平成26年度に返済を予定している。水道事業会計から平成22年に借り入れた13億円は、資金は市中銀行からの一時借入金となるが平成25年度末に返済する。平成26年度以降については水道事業会計から4年間の長期借入金6億円のみで対応する予定である。この6億円の返済については、業務活動による利益を充てる予定である。

問3 会計基準が変わり、病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書により資金の流れは分かりやすくなっている。計算書では、業務活動によるキャッシュ・フローがプラス、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス、それを補う財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスというもので民間企業の基準からいえば優良と思われるが、公営企業として今後もこのまま維持するのか、それとも3年から5年後を見越して投資をふやす等何か考えはあるか。

答3 経常収支プラスマイナスゼロは最低維持していかなければならないと思っている。今後の投資については、市立病院開設から30年を経過し建物の修繕も必要であり、放射線治療など市民ニーズの高いものから起債を活用し実施していく。

問4 手元資金（キャッシュ）は残していく方向か。その方策は。

答4 資金期首残高約2億3,000万円、期末残高約2億円で、一時的に資金ショートが起きた時は一時借入れが必要になるため手元資金はもう少し厚くしたい。業務活動による利益を上げていきたい。

問5 予算書では前年度比で医師等医療従事者の給料は上がっているが、手当は下がっている。その理由は。

答5 期末手当と勤勉手当を合わせて前年度比約2億円減少している。これは、会計基準の変更による賞与引当金への対応として、平成26年度期首時点の引当不足額約2億6,900万円を特別損失として計上したことによるもの。この要因を除くと手当は実質増である。

論 点 2 平成26年度の病院事業について

<質疑の概要>

問1 マイクロコージェネガスタービン設置工事を行うことで、年間の光熱費が約900万円削減される見込みでコストダウンにつながるとのことだが、この工事について補助金等はあるのか。

答1 国負担2分の1の分散型電源導入促進事業費補助金を活用。補助金2,400万円を見込んでいる。

問2 超高齢化が進み、認知症等の患者もふえる。看護師だけでそうした患者への対応は難しい。看護体制や研修についてはどう考えているのか。

答2 救急患者の受け入れもふえ、病棟の看護師の業務量もふえている。特に夜間の対応は厳しく、看護助手やヘルパーの確保が喫緊の課題。研修の具体的な時期は決まっていないが、職員全体で理解を深めていく。

問3 市立病院経営改革検討会議の議事録で、市立病院に認知症の専門医はいないが、認知症の方が急性期の病気になった場合は対応しているケースはいくらでもあるとあった。一方で、中期事業計画2014では認知症への対応はこれからとなっている。十分な対応ができていないのにそうしたケースがいくらでもあるということは、早急に取り組む必要があるのでは。

答3 中期事業計画2014を策定する中でもその課題はあがった。認知症の対応には専門医や医療従事者を充実させる必要がある。十分な対応をしていきたい。

問4 近隣市の公立病院で認知症の方が入院した時に、24時間家族の付き添いが必要だったため大変だったという話を聞いた。そうした場合、宝塚市立病院ではどうか。

答4 各病棟で可能な範囲で対応しているが、夜間の看護体制には課題がある。しかし、看護助手やヘルパーを常駐させてほしいという看護師からの強い要請もあり、現場が疲弊しないよう、また患者のプラスにもなるので、早急に対応したい。

問5 家族や看護師の負担がふえないよう、必要な人件費はしっかりとってほしい。また医師不足、看護師不足を乗り切るため、女性医師や看護師が働き続けられるような環境整備も必要だが、そのためのさらなる取り組みはあるか。

答5 女性医療職のため、院内保育所はあるが今は昼間のみの設置である。近隣公立病院で夜間の院内保育を開設しているところもあり、今後ニーズ調査も行い検討したい。

問6 電子カルテを導入しているが、データ化することで災害時などに情報が失われる可能性はないか。ペーパーの管理も並行して行っていくのか。

答6 平成19年から導入しており、自筆署名が必要なもの以外は原則データ化されている。現在の医療情報システムは院内のみのクローズのデータだが、将来的には情報の外部保管も検討課題である。

問7 病院事業予定貸借対照表では未収金が約14億円になっているが、改革プランの進捗状況の資料では患者からの未収金は5,500万円とあった。その違いは。

答7 その未収金の差額については、健康保険からの診療報酬の支払いが2カ月後になるために発生するもので、患者からの未収金ではない。

問8 決算の時にも問題になっていた棚卸資産の管理システムはどうなるのか。

答8 平成26年4月導入に向けて進めている。

問9 緩和ケア病棟、人工透析、自動精算機導入、院外処方開始と改革をすすめてき

<p>ているが、平成26年度の事業のポイントはあるのか。</p> <p>答9 放射線治療装置導入、MR装置増設に着手する。</p> <p>問10 施政方針でも周産期医療事業の推進とあったが、今や産婦人科医の確保は国レベルの課題。小児救急医療の充実を阪神北広域こども急病センターで実現させたように、周産期医療についても広域的な医療体制を検討できないのか。</p> <p>答10 臨床研修医制度の導入や大学医局による関連病院の集約化の影響等により、医師の確保が困難となり、阪神間でもつぎつぎと公立病院の産婦人科病棟が休診となっている。各市が連携して新しい方策を模索すべきと考えている。地域の周産期医療を守ってきた長野県や大阪府の取り組みを参考に研究していきたい。</p>	
自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第21号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本市独自の施策として、子育て支援を推進する観点から、こども医療費の外来医療費の無料化を拡充するとともに、兵庫県が第3次行革プランとして、平成26年7月から制度の見直しを実施することに伴い、本市においても制度の見直しを行うため、条例の一部を改正するもの。

その内容は、本市のこども医療費助成事業で、外来に係る医療費の一部負担金が無料となる対象を、現行の小学校3年生までから、新たに中学校3年生までに拡充するもの。

また、老人医療費助成事業では、一定の経過措置を設けながら、県制度と同じく低所得者区分Ⅰの一部負担金の割合を1割から2割に、及び低所得者区分Ⅱの外来の負担限度額を月額8,000円から月額12,000円に、入院の負担限度額を月額24,600円から月額35,400円にするもの。

また、母子家庭等医療費助成事業で、県制度と同じく、外来の負担限度額を月2回まで1日600円から1日800円に、入院の負担限度額を月額2,400円から月額3,200円にするもの。但し、所得制限については、本市独自の施策として現行のまま据え置くこととするもの。

論点 1 乳幼児医療について

<質疑の概要>

問1 宝塚市に将来若い人に転入してもらうには、子育てしやすい環境を整えるべきで、そのためには乳幼児医療の所得制限をなくすべきと考えるがどうか。

答1 市としても、子育てしやすいまちにしていきたい。子ども医療の助成は重要施策の一つである。対象年齢の拡大と所得制限の見直しという考え方があり、今回は外来の一部負担金なしとなる対象年齢を中学3年生まで引き上げた。今後、所得制限の撤廃を優先して検討したい。

問2 生産年齢人口をふやすことがまちの魅力につながる。周産期医療についても同じで、安心して産み育てられるというのが子育て世代にとって大きな魅力となる。所得制限のため乳幼児医療の制度の対象外となる割合は。

答2 小学校4年生から中学校3年生までの対象人数は7,749名で、住基人口の54.6%である。

論点 2 老人医療について

<質疑の概要>

問1 年齢を重ねると医療機関にかかる機会がふえるにもかかわらず、高齢者の医療費負担を引き上げることについては理解できないが。

答1 今回県の第3次行革プランで、医療費全体の流れの中で制度の見直しがあり、本来自己負担割合は3割であるが、まだ2割に据え置かれている状況である。全体のバランスの上からも今回の改正はやむをえない。

問2 自己負担割合が上がることで、医療抑制につながらないか。国も社会保障費に充てるために消費税を4月から増税する。市独自の助成となっても、1年間様子をみてもよかったのでは。

答2 70歳となり前期高齢者になると、自己負担割合は2割になる。69歳までの老人医療費助成で1割負担のままだと、高齢者になって負担がふえる逆転現象が起きてしまう。自己負担割合が上がることで医療抑制につながらないよう、丁寧な窓口対応や相談体制整備に努める。

問3 西宮市では市独自の助成を続けるとのこと。当市が負担割合や一部負担金の限度額を上げることによる対象者への影響はどうとらえているか。その部分を市が負担するとしたら大きな額なのか。

答3 西宮市はもともと対象者の所得制限を緩和しているので、今回の県の行革どおりの改正を行うと影響が大きすぎるため市独自の助成部分を残すとのこと。県の行革プランで算出されている制度変更による効果額・率でいけば、5年の経過措置後の効果額は扶助費として市負担は600万円から650万円程度の一般会計からの持ち出しとなる。

論点3 母子医療について

<質疑の概要>

問1 自己負担金額が上がれば、一月の病院代を決めて生活していると病院に行く回数が減る。そうならないよう、市としてももう少しがんばってほしいが。

答1 今回の県の行革どおりの改正を行うと、現在の母子医療対象者のうち約5割の人が対象から外れる。そのため、所得制限については据え置くよう努めた。また、低所得者についても負担は据え置かれている。

問2 県の行革も1次案から2次案については激変緩和となっている。そのため、今後厳しい1次案に戻ることも想定される。そうなった時、宝塚市は今の制度を維持できるのか。

答2 県の行革がさらなる見直しを行い、今よりも厳しくなるようなら本市は今回の案と同じスタンスでがんばりたい。ただその時は、他市ではすでになくなった母子福祉金・父子福祉金制度を本市は今も続けているが、この制度とのバランスも

<p>あわせて考えていく。</p>
<p><委員からの修正案の提出></p> <p>(修正案の概要)</p> <p>児童福祉医療の通院治療の助成対象を15歳(中学校3年)まで拡大する改正部分を残し、市民福祉の向上の観点から、老人医療費助成及び母子家庭等医療費助成について、負担金の引き上げに係る改正部分を削除するもの。</p> <p>(修正案に対する質疑の概要)</p> <p>問1 原案どおりでいくときと、修正案どおりでいくときのそれぞれ必要な財源についてはいくらか。</p> <p>答1 当初予算については従来通りの予算編成で行っており、老人医療の効果額については5年の経過措置後の一般財源の持ち出しが約600万円から650万円で、市の負担がふえる。</p> <p>問2 老人医療の効果額はそうとして、母子医療についてはどうか。</p> <p>答2 試算は難しい。</p>
<p>自由討議</p> <p>委員A 市は、助成を受けている人の影響がどんなものか今の段階で調査できていない。効果額もわからないというのであれば、今回の負担金を引き上げる改正部分については見送り、来年度以降に検討してもよいのでは。県の行革の発表も平成25年11月であり、十分議論したとはいえない。</p>
<p>討 論</p> <p>(修正案に賛成討論)</p> <p>討論1 外来診療の一部負担金なしとなる対象年齢を中学3年生までにしたことは高く評価する。一方、県からの行革の発表は平成25年11月で、議論の期間が十分でない。助成を受けている所得階層には影響が大きく、平成26年4月からの消費税増税に加え、平成26年7月から負担がふえるのは残念。</p> <p>今後の影響も大きく、対象額・人数・影響がわからないままというのは、エイジフレンドリーシティを進めていくうえでも整合性を欠く。</p> <p>討論2 国や医療機関で一次予防に取り組んでいるなか、医療費が上がると受診が遠のく。やはり負担増については問題がある。</p> <p>討論3 所得が高いのであれば負担増もある程度仕方ないが、低所得者の負担増には</p>

賛成できない。増税と同時期の負担増については抵抗感が大きい。

審査結果

修正案 否決（賛成少数 賛成 3人、反対 4人）

原案 可決（全員一致）

平成26年第1回(3月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第22号 宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

やまびこ学園及びすみれ園において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する計画相談支援及び基本相談支援を事業として実施するため、条例の一部を改正するもの。

論 点 1 改正内容について

<質疑の概要>

問1 計画相談支援及び基本相談支援の実績は。それに対し相談支援事業所として子ども発達支援センターはどう取り組むのか。

答1 平成25年度の実施見込み件数は、市全体で相談業務は障害児相談支援含め234件、そのうち計画相談のみは19件。

子ども発達支援センターでは、平成25年度の実施見込み件数は通所支援相談と計画相談をあわせて21件、平成26年度は市全体で受ける計画相談49件中、7割を受取る見込みであり、やまびこ学園及びすみれ園を退所後の計画相談のみについても現状の体制で行っていく。

問2 計画相談が49件というのは少ないのでは。児童福祉法・障害者総合支援法にかかる、希望する人すべてに計画を立てるということであれば、事務量に不安がある。相談体制に変更はあるのか。

答2 障害者総合支援法に基づく計画相談が49件ということで、障害福祉課が把握している母数的には100名弱の対象者がいる。また、平成26年度新たに計画を立てる件数は393件を見込んでおり、市全体としては627件を見込んでいる。子ども発達支援センターでは平成26年度から、保育士の資格を持つ臨時職員を相談支援専門員の補佐として1名採用し、現在の2名体制から3名体制で行う予定。

問3 今把握している相談だけではない、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援など、就学前から学齢期まで、福祉から教育にいたる支援体制のつなぎはどう考えているのか。

答3 相談支援事業所として、子ども発達支援センターは就学前の児童に関して専門性が高いという特色がある。しかし、学齢期までの継続した支援も行い、その後はライフステージに合わせ他の相談支援事業所を紹介することでこの事業をすすめていく。また、一般向けの計画相談サービスとしては社会福祉法人等が行い、放課後等デイサービスの事業費も伸びている。保育所等訪問支援事業については、

子ども発達支援センターが平成 25 年 12 月から現在まで計 13 回の訪問支援を実施しており、平成 26 年度はさらに事業の充実を図っていきたい。

問 4 保育所等訪問支援事業は数値目標もたててやってもらいたい。また、子ども発達支援センターは入口なので、支援する側の連携をきっちりとしてほしい。その際たからっ子ノートも活用していくべき。また、障がい者（児）福祉ハンドブックに掲載されている子ども発達支援センターの説明がわかりにくい。周知を見直すべきでは。

答 4 子ども発達支援センターを利用される保護者には、センターの事業概要をパンフレットにして説明している。

論 点 2 体制整備について

<質疑の概要>

問 1 子ども発達支援センターの相談体制、相談支援専門員の人員は十分なのか。

答 1 現在、相談支援専門員の正規職員が 1 名、臨時職員が 1 名の 2 名体制。平成 26 年度は計画書をつくるに至るまでの保護者からの聞き取り等を行うなど、専門員を補佐する臨時職員をもう 1 名採用予定である。しかし、今後計画を作成する人数がふえるようなら、状況をみながら体制を検討したい。

問 2 子ども発達支援センターの許容量を上回れば、市内の他の相談支援事業所に振り分けていくのか。

答 2 子ども発達支援センターは就学前の児童に関する専門性が高いなど、それぞれの相談支援事業所の特徴や専門性をいかした計画作成ができるよう、市内の相談支援事業所とも連携して事業を進めていきたい。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	可決（全員一致）
------	----------

平成26年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第23号 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>平成26年4月1日に宝塚市立長尾幼稚園を宝塚市山本東1丁目10番1号から宝塚市山手台東1丁目3番1号に移転することに伴い、同園の位置に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 新園舎は2階建てだが、エレベーターが設置されていない。今後、バリアフリーの観点から設置をどう考えているのか。</p> <p>答1 エレベーターの設置が可能なスペースを確保している。本格的オープンの後になるが、設置工事ができるよう、調整して取り組みたい。</p> <p>問2 現状として、エレベーターが必要な障がい児は在籍していないのか、また、平成26年度に入園する予定はないのか。</p> <p>答2 現在は、エレベーターを使用しなければならない肢体不自由の園児は在籍しておらず、平成26年度の入園の予定もない。</p> <p>問3 4月の本格的オープンに向けて、これまで地域から要望のあった安全対策は、どうなっているのか。</p> <p>答3 現在、幼稚園が近くにあることを表示したり、スピード減速を求めるための看板を作成中で幼稚園の周辺道路に立てる予定。教職員に対しては、登校園における安全対策基本マニュアルを作成して共通理解に努めている。また、保護者に対しては、幼稚園前の幹線道路では自転車による送迎を禁止し、一部例外を除き自動車の園内乗り入れを遠慮していただくよう、協力を求めている。</p> <p>問4 幼稚園の新築移転に関する情報の周知は、どうなっているのか。</p> <p>答4 平成20年度以降、山本山手コミュニティの運営委員会等へ新築移転についての説明を行ってきた。今回の新築移転について、市内全域への周知としては、広報たからづか3月1日号の教育のページに掲載した。今後、住所変更の周知について、広報たからづか4月1日号に掲載する予定。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

平成26年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第24号 宝塚市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

第3次地方分権一括法が平成26年4月1日に施行され、社会教育法の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正するもの。

改正の主な内容は、社会教育法において規定されていた社会教育委員の委嘱の基準を、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされたため、本条例に当該基準として下記の掲げる者のうちから委嘱する規定を新たに設けるもの。

また、現在委嘱されている委員の任期が満了した後に公募による市民を委員として追加する。

委員定数 (11人)	(1) 学校教育の関係者	2人
	(2) 社会教育の関係者	2人
	(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	1人
	(4) 知識経験を有する者	6人

※ 上記(4)については、現在の委員の任期満了後、平成26年7月26日より、知識経験を有する者4人、公募による市民2人とする。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 現在の委員の中に、実質的に公募市民は在籍するのか。

答1 在籍しており、知識経験者6人の中に含めた形になっている。

問2 現行で委嘱している11人の区分内訳と異なるのか。

答2 条例改正後も、現行と同じ区分になる。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第25号 宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第31号 工事請負契約((仮称)花屋敷グラウンド整備工事)の締結について

議案の概要

(議案第25号)

下記の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

- ・平成26年度中に宝塚市立花屋敷グラウンドの供用を開始するため、当該グラウンドの設置及び管理に関する事項を定める。
- ・住居表示の実施に伴う宝塚市立売布北グラウンドの位置に関する規定を整備する。

(議案第31号)

(仮称)花屋敷グラウンドの施設整備を行うため、工事請負契約を締結するもの。

契約名称	(仮称)花屋敷グラウンド整備工事
契約方法	一般競争入札
契約金額	¥329,400,000-
契約相手	グローリー建設株式会社(宝塚市南口1丁目8番17号)
工事概要	土木工事、人工芝舗装、クレイ舗装、防球ネット、テニスコート整備(4面)、附帯工事一式

※ 議案第25号と議案第31号については内容に関連があるため、一括で審査し、(仮称)花屋敷グラウンドにかかる3つの論点から審査を進めた。

論点 1 施設整備と工事概要について

<質疑の概要>

問1 野球で使用する場合、ネット裏に観覧場所を整備する必要があるのではないかと。

答1 現在の設計の中に観覧場所の設置はないが、スポーツ関係団体からも要望を受けている。今後、ネット裏にあたる法面を活用した観覧場所の整備を検討したい。

問2 グラウンドの図面では、サッカーや野球、ラグビーのスペースが描かれているが、子どもから高齢者まで幅広い世代が運動や遊びで利用するための整備を行う想定はあるのか。

答2 人工芝グラウンドはクッション性が優れている。人工芝を活用したスポーツや健康体操教室など、今後指定管理者が決まったら、具体的に話し合っていきたい。

問3 テニスコートについて、4面全てのコートに砂入り人工芝で整備するとのことだ

が、車イステニスで使用する場合、車輪が人工芝に引っ掛かることはないのか、バリアフリーの観点で大丈夫なのか。また、クレー式コートでの整備は検討しなかったのか。

答3 クレー式コートとの比較検討はしていないが、現在のスポーツセンターのテニスコートも同様の砂入り人工芝で整備されており、車イステニスでもご利用いただいている。

問4 クラブハウスのトイレとスロープは改修予定になっているが、入浴設備はバリアフリー対応に改修する予定なのか。

答4 現在、バリアフリー対応となっていないことから、障がい者用トイレの設置を予定している。入浴設備については、シャワーについては改修する予定だが、浴槽が使えるように改修する予定はない。

問5 グラウンドの多くは、野球やサッカー等のフィールドの基本ラインが埋め込み式で設置されているが、(仮称)花屋敷グラウンドはどのようにラインを整備するのか。また、複数の競技の基本ラインを重複して整備する場合、どう区別するのか。

答5 野球・サッカー・ラグビーのフィールドの基本ラインを整備する予定。ラインを競技ごとに色分けするなど、工夫して整備したい。

問6 少年野球や少年サッカーなど、ジュニア用の基本ラインも設置するのか。

答6 ジュニア用の基本ラインは想定していない。各スポーツ団体との協議においては基本ライン設置についての要望はなかった。人工芝専用のラインマーカーやテープではれるラインなどで対応が可能と考えている。

問7 (仮称)花屋敷グラウンドの周辺地域の自治会やまちづくり協議会に工事の了解を得たとのことだが、どういった内容か。

答7 周辺自治会に対してグラウンド整備工事の概要や工事車両の通行に関する安全対策など、地元説明会を開催し、工事に入ることに對して了解をいただいた。

問8 市として、(仮称)花屋敷グラウンド全体の整備に向けた地元との協議は行われてきたのか。

答8 これまで、グラウンドの取得時から、地元の意見をいただきながら整備を進めてきた。グラウンドの取得前には、特に周辺住民が懸念していた周辺道路の対応や隣接するきずきの森との一体活用について様々な意見をいただいた。グラウンドの暫定利用時には、暫定利用の状況を地元へ説明し、安全対策や道路の課題等を点検するなど、地域ニーズの把握に努め、改善可能なものから対応してきた。

また、コミュニティひばりの会合に市として出席し、クラブハウスの利活用に対するご意見をいただくなど、地元との協議に努めてきた。

問 9 周辺地域の住民から出された要望や意見について、市として何らかの回答を行ったことはあるのか。

答 9 周辺地域からはアクセス道路に関する意見が多く、その件については、道路を抜本的に改善するために隣接するきずきの森を通るルートでアクセス道路を整備して欲しいとの意見とそれに反対する意見の両方が出されたため、市としては地域全体としての合意形成に時間を要すると判断し、アクセス道路の必要性は認識するが、中長期的に取り組む旨を伝えた。

問 10 人工芝はなぜロングパイルでの設置になったのか。

答 10 同等品を比較検討するなかで出てきたもので、どの競技にも適しており、多目的に利用できることからロングパイルで整備することに決定した。

論 点 2 施設の利用について

<質疑の概要>

問 1 クラブハウスの2階の利用をどう考えているのか。

答 1 平成26年度に予定している基本構想の策定に向け、広く意見を聞いて検討を進めていきたいと考えている。スポーツ目的以外にも周辺地域からもコミュニティの場に活用したいとの要望もある。多目的な利用ができるよう、具体的な内容については今後、市民も含めた話し合いを行いながら決めていきたい。

問 2 多目的グラウンドのベンチの設置はどうなっているのか。

答 2 可動式ベンチの設置を予定しており、備品費での対応を検討している。

問 3 施設利用開始にあたり、アクセスについて川西市と協議したのか。また、工事期間中、川西市域のルートを通る際の交通安全対策について、協議は行ったのか。

答 3 平成23年1月の取得前に川西市スポーツ振興課と協議したが、それ以降は行っていない。川西市域の周辺自治会へは説明を行っていたが、グラウンドを利用する際は、川西市域を通行する車が増加することが予想される。今後のことを含め、川西市の担当部局と早急に調整し、市として協議を行いたい。

論 点 3 今後の施設整備計画について

<質疑の概要>

問 1 (仮称)花屋敷グラウンドの供用開始後のランニングコストは。

答 1 平成26年度に実施する予定の周辺利活用基本構想策定の中で、このエリア全体

の整備方針や整備内容等について検討していくが、現在、支出となる運営・管理経費では、年間約 2,450 万円の経費を見込んでいる。年間の収入としては、多目的グラウンドで利用率 50%、約 430 万円を、テニスコート 4 面で利用率 55%、約 500 万円、合計で約 930 万円を見込んでいる。

問 2 支出見込みの 2,450 万円の内訳は。

答 2 主な支出として、人件費 1,600 万円、修繕費 180 万円、光熱水費 290 万円かかるものと試算している。

問 3 今後の収益増に向けた対応をどう考えているか。

答 3 一般的には公有のスポーツ施設では約 50%の水準で利用者負担を求めている市が多い。(仮称)花屋敷グラウンドは、平日の利用が少ないことが想定され、この平日の利用をどう工夫していくか、また、現在は照明等の設備や地元の合意もない状態だが、今後夜間利用を検討できれば、収益増につながるものと考えている。

問 4 平日利用の新しいサービスをどう考えるか。

答 4 人工芝のグラウンドをいかして、高齢者向けの健康教室などを企画していきたい。また、全面に排水溝を設けており、水はけがよく、雨上がりにすぐ使えるといった特色も PR していきたい。

問 5 今後、(仮称)花屋敷グラウンド全体の整備にかかる経費は。

答 5 旧花屋敷寮の解体に約 2 億円、北雲雀きずきの森側からのアクセス道路の整備は、設置するルートによるが、約 1~3 億円、クラブハウスのバリアフリー化対応を含めた改修工事に約 1 億円かかると見込んでいる。

問 6 解体費用や運営経費の軽減のため、(仮称)花屋敷グラウンド敷地内の旧花屋敷寮を民間活用する考えはないのか。

答 6 公拡法上の規制はないが、当初、周辺地域の住民から、開発計画を阻止し、住環境を守ってほしいとの要望から、市が公益施設として活用する目的で取得した経緯がある。民間活用は考えていない。

問 7 (仮称)花屋敷グラウンドの周辺地域には、公共的な福祉施設がない。コミュニティ活動の場となる施設を設置すべきでは。

答 7 現在はグラウンド整備のみ実施している。今後、地域の課題を把握しながら、きずきの森と一帯の施設として、基本構想の全体の中で検討していきたい。

<委員からの修正案の提出>

(議案第25号 修正案の概要)

(仮称)花屋敷グラウンドは閑静な住宅地に隣接するグラウンドであり、現状では同グラウンドの利用開始について周辺地域の賛同を得ているとは言い難い状況。

同グラウンドの利用開始は平成26年10月以降の予定。周辺地域の賛同を得たうえで条例改正を行うべきであり、次の6月定例会に条例改正を再提案しても間に合うとして、売布北グラウンドの住所変更にかかる改正部分は残し、(仮称)花屋敷グラウンドに関する部分を削るもの。

自由討議

委員A (仮称)花屋敷グラウンドの本格オープンを待ち望む思いもあるが、地域住民や川西市との協議が不十分で、同グラウンドの利用開始に向けては様々な問題があることがわかった。今後、十分協議をしながら進めてほしい。条例改正を先延ばしにすることについては賛同できない。

討 論

(議案第25号 修正案に賛成、残る原案に賛成討論)

(議案第31号 反対討論)

討論1 平成23年1月の取得以来、進度調整はあったが、整備については市側の一方的な説明に終始し、全体構想については平成26年度中に基本構想を策定するの一点張りであった。そういった状況の中、この時期に条例改正することは賛同できない。なお、売布北グラウンドの住所変更にかかる改正については賛同するため、残る原案には賛成する。

また、同趣旨により、この時期に(仮称)花屋敷グラウンドの施設整備工事を実施することに対して反対する。

(議案第25号 修正案に反対、原案に賛成討論)

討論2 市が市民の声を聞いて事業を進めるのは絶対条件である。地域の個々の意見を聞いていくことに関しては少し足りていない部分があったかもしれないが、グラウンド整備事業全体としては、早く利用できるようにしてほしいという多くの市民の思いがある。条例改正を先延ばしにする修正案には賛同できない。原案に賛成する。

審 査 結 果	議案第25号	修正案	否決 (賛成少数 賛成1人、反対6人)
		原案	可決 (全員一致)
	議案第31号	可決	(賛成多数 賛成6人、反対1人)

平成26年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第34号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	
議案の概要	
<p>兵庫県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の定数を1人から2人に変更するため、当該広域連合規約の広域連合長等の組織に係る規定を改正する必要があるため、当該広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	従来から他府県の後期高齢者医療広域連合の副広域連合長は2人だった。これまでなぜ兵庫県は1人だったのか。
答1	兵庫県の場合、発足当初、市・町の代表を広域連合長・副広域連合長として選任することによって各1人としてスタートした。しかし、近年後期高齢者医療制度が複雑多様化しており、制度の安定性を高めるため兵庫県後期高齢者医療広域連合の考えで副広域連合長の定数を1人から2人にしようとするものである。
問2	この議案が否決された場合はどうなるのか。
答2	後期高齢者医療広域連合を構成する市・町で1つでも否決された場合、規約変更はできなくなる。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

議案番号及び議案名

議案第54号 宝塚市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

兵庫県において、市が実施している修学資金の給付と同種の給付が、平成26年度から実施されることに伴い、重複する給付を調整するため、条例の一部を改正するもの。

また、現在、修学資金の借受人は、市に連帯保証人及び保証人を1人ずつ立てなければならないことになっているが、借受人の負担を軽減するため、連帯保証人1人とするよう変更するもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 学生時代に貸付を受けた人が、卒業しても正規雇用には就けないため、返済ができない人がふえてきている。貸付の返済状況はどうか。貸付ではなく、給付にすべきではないか。

答1 平成17年度に条例改正し、給付制度から貸付制度へ移行した。現在も生活保護世帯や就学援助世帯については配慮し、給付を一部残してきた。貸し付けた奨学金の返済が平成24年度から始まってきている。償還期限が到来しているものが約3,600万円あり、うち償還済みが約2,800万円。平成24年度末現在で滞納額は約827万円、滞納率は23%で阪神各市とはほぼ同じ状況。今後については、国の動向を踏まえながら、奨学金のあり方について検討していきたい。

問2 返済ができない状況の人への対応は。学ぶための費用は、本来なら無料であるべき。

答2 奨学金の償還期間は10年と定めている。通常は均等割りで返済してもらうが、返済が困難な場合は、当初は少額で返済いただき、徐々に返済額をふやしたり、そのまま維持して返済を続けるなど、経済状況の様子を見合わせながらを対応している。

問3 貸付制度における連帯保証人の是非について市はどう考えているか。

答3 同種の貸付事業をおこなっている阪神各市では保護者1名、それ以外の方1名の計2名であった。兵庫県で1名としていることから、県を参考に条例改正を検討した。市税を財源とする貸付金であるため、何らかの補償や担保は必要。何かあった時にすぐに請求ができるよう、連帯保証人1名としている。保証人のあり方については、今後も検討していきたい。

問4 県の制度にあわせてではなく、市として子どもの教育にかかる経費については、

無償化を進めるべきと考えるが。

答4 本来、奨学金制度は学びたい子どもが教育の機会を保障される制度でスタートしたが、貸付制度になってからは返済が伴う。将来、職につけなくても返済義務が出てくるところに問題がある。奨学金制度そのものの内容を整理しないと難しい。

問5 連帯保証人が見つからない場合はどうするのか。

答5 基本的には保護者を想定しているが、連帯保証人になれない場合や保護者がいないなど、連帯保証人が見つからない場合は、柔軟に対応していきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第33号 「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願

議案の概要

<請願の趣旨>

現在、わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定されているところ、国はウイルス性肝炎患者(肝硬変・肝がん患者を含む)に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。

しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記のとおりインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等はきわめて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっている。

そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障をきたし、精神的・肉体的に苦しみつつ経済的・社会的にもひっ迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、いっそうの行政的・社会的支援が求められるところである。

肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策をすすめるべき、現在は助成対象とはなっていない医療費にも広く助成をおよぼすよう、早急に制度の拡充・充実を図るべきとして、下記の項目を求めるもの。

<請願の項目>

衆参両議院並びに政府(内閣総理大臣・厚生労働大臣)に対し、下記の2項目を求める意見書を提出すること

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 1988年頃まで集団予防接種の注射器の使い回しがあったとのことだが、宝塚市で使い捨てのディスポーザブル注射器を使用したのはいつからか。

答1 平成24年に、注射器の使い回しに関する実績について国から調査があったが、それについては「不明」と回答している。

問2 国が平成25年6月に発表している「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」という文書に記載されているように、予防接種の実施計画を作成するにあたって保健所や医師会を集めた委員会の設置を検討するなどの動きはあるのか。

答2 現在注射器の使い回しは禁止されており、あえてその件について保健所や医師会と対策はとっていない。

問3 国も、集団予防接種等で注射器の使い回しによりウイルス性肝炎が拡大した問題についての、自治体への周知に関して書面にはうたわれているが、実際にはこの問題の周知が進んでいない現状についてどう思うか。

答3 母子手帳や医療記録が散逸していたり、子の親が亡くなったりして原因となる件の医療的証明が難しくなっている。当時、集団予防接種等の注射器の使い回しは学校で日常的に行われていたなど、個人的証明だけでなく当時の自治体での対応がどうだったか検証できれば参考になるので、自治体としても実態解明の責任があると思う。

問4 肝臓の疾患による障害認定を受けた人数は。

答4 本市で現在、1級が11人、3級が1人、計12人である。

問5 B型肝炎は国民病ともいわれており本市でも相当数が見込まれるのに、認定を受けているのが12人というのは少なく、それだけ認定基準が厳しいという問題ということである。自治体によっては予防接種記録が残っているそうだが、宝塚市は。また、公表はできるのか。

答5 定期予防接種の記録（平成5年以降）については電子記録が残っているので、本人からの問い合わせには答えることはできる。また、積極的な公表はできないが、記録が市にあるということの公表を検討することはできる。

問6 感染の原因には注射器の打ち回しによるものや輸血によるものがあるが、予防接種での注射器の連続使用の記録が残っていないということはないのでは。

答6 医療については保健所の所管になっている。一方で市は医療以外の保健を所管しており、感染症の拡大防止や健康増進など地域としての活動を行っているため、市に詳細な当時の予防接種の記録が残っていない。

問7 感染することで結果として入退院を繰り返すとのことだが、請願で求めているとおり医療費助成制度を創設し助成することで、あらかじめ患者の発症を予防したり症状がよくなったりするということか。

答7 現実に発生している重い医療費負担を減らすことを求めている。

<p>問8 請願は国にたいして意見書を出すことを求めているが、B型・C型肝炎は国外でも感染の問題があるのか、また事例があればどんな医療助成や救済措置をしているのか。</p> <p>答8 各国の状況については把握していない。</p> <p>問9 肝がんについて、アルコール摂取等の自己責任によるものも含むのか。</p> <p>答9 アルコール摂取が原因の方は飲酒をやめれば症状が改善する。あくまでウイルス性肝炎により重症化したものに限っている。</p>
<p>自由討議</p> <p>委員A 過去の資料がないとか保健所に確認とかいう答弁だが、自治体としてこの問題に積極的に取り組む必要がある。また、「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」の文書に海外の状況も書いてある。委員としても調べる努力をし、請願者の思いに応える姿勢が必要。</p> <p>委員B 当時の記録が残っておらず不明とのことだが、個人個人の予防接種状況まではわからなくても、当時は一部の地域だけではなく、社会全体で注射器の使い回しがあったとかいうようなことなど、現実認識を明らかにすることで自治体も個人の手助けができるようお願いしたい。</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 採択（全員一致）</p>

